

セ給テ、橋占ヲゾ問給フ、十四五計ノ禿ナル童部ノ十二人西ヨリ東ヘ向テ走ケルガ手ヲ扣同音ニ、摺ハ何摺國王摺^{シナ}八重鹽路ノ波ノ寄摺^{シナ}ト、四五返ウタヒテ、橋ヲ渡東ヲ差テ飛ガ如シテ失ニケリ。

〔吉部秘訓抄四〕一泰通卿車文事^{用寄子平人雖地打立様事}文治四三廿五同記○藏人次官經房記云、坊門中納言泰通謹而我一家於車文者、杜若皆用之物見之外須知加倍之子、嫡家用之、養父入道拾遺亞相成通依信通養子用之、用寄子之人、雖地下打立榻愚身之時、故入道奏當院事、舊時隔之故、而近來一族之輩、不知此子細、非嫡家雖用寄子、押以打立榻、未曾有事也云々。

〔玉海〕文治六年正月十一日丙寅、此日攝政太政大臣兼長女、從三位任子有^{入内事}略中先是糸毛車、

昇放牛立榻^{南面去朔平門北}一丈許、當中央、

〔謙亭筆記〕一車の玄ちとは、いかなる物を申候哉、答、車の玄ちくびきをもたすものを申候、玄ぎは車よりおり申候時ははしごにて候、乘申候時は、堂上より乗る故、玄ぎ入不申候、

〔嬉遊笑覽二下〕近ごろの繪を見るに、車の後より、榻の外にかけはしと云ふものを持行處あり、黒く塗りたる階子なり、賀茂氏淵^眞の雜問答考に、榻は牛をはなちてより、輶をかくれど、先は是を踏て乗も下もする物にて、それが料によきほどの高さに作りたるなり、然るを此答に、棧のことをいへるはいかにぞや、車のこと、古今とよろづの書にも、古き繪などにも、玄ちは有て、棧のごときものはなし、たゞ近ごろさかしらに、さる物を作り出せしと見えたり、且つそれを玄ぎと名付しは、古今和歌集に、玄ぎの羽がき百羽がきと、此鳥の羽搔の玄げきをよめる歌のあるを、後の世にとりかへて、榻の端に、きざみ付たりて、例の戯れ物語を作りしより、又後人玄ぎといひ、玄ぢといふ争のあるを、又好事の車に玄ちの外に、玄ぎてふ物ありて、それにきざみはつけたりなど